

対象となる規約	該当箇所 (条)	変更区分	項・号	改訂前	項・号	改訂後
CLYTIAご利用規約	第1条 定義	新設			1号	「配送予定日」とは、本部がお客様からの届出に基づいて本商品等を配送する予定日をいいます。ただし、このお客様の指定する予定日に変更が生じた場合、変更された後の最新の予定日を配送予定日として取り扱うものとします。
		変更	1号	「利用開始日」とは、お客様が指定された本製品の初回配送予定日のうちお客様による本製品の受領が確認できたものに対応する日をいいます。	2号	「利用開始日」とは、お客様が指定した本製品の初回配送予定日のうち、この初回配送予定日から本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該初回配送予定日をいいます。なお、お客様による本製品の受領日又は本部においてその確認ができた日の如何は問わないものとします。
		追加	2号②	本部が強制的に本サービスを止めること（以下「本部による『休止』」といいます。）	3号②	本部が強制的に本サービスを止めること（本商品の配送を停止することを含みますが、これに限定されません。以下、「本部による『休止』」といいます。）
		変更	3号	(条文省略)	4号	(現行どおり)
		変更	4号	(条文省略)	5号	(現行どおり)
		変更	5号	(条文省略)	6号	(現行どおり)
		変更	6号	(条文省略)	7号	(現行どおり)
		変更	7号	(条文省略)	8号	(現行どおり)
		変更	8号	「ご契約者様」とは、第2条1項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条5項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、かつ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。	9号	「ご契約者様」とは、第2条1項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条6項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、かつ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。
		変更	9号	「お支払者様」とは、第5条11項ただし書に基づき、ご契約者様に代わって本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方をいいます。	10号	「お支払者様」とは、第5条10項ただし書に基づき、ご契約者様に代わって本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方をいいます。
		変更	10号	「ご利用者様」とは、第2条3項に基づいて届け出た本サービスの配送先となる者をいいます。	11号	「ご利用者様」とは、第2条4項に基づいて届け出た本サービスの配送先となる者をいいます。
		変更	11号	(条文省略)	12号	(現行どおり)
		変更	12号	(条文省略)	13号	(現行どおり)
		変更	13号	(条文省略)	14号	(現行どおり)
		変更	14号	(条文省略)	15号	(現行どおり)
		変更	15号	(条文省略)	16号	(現行どおり)
		変更	16号	(条文省略)	17号	(現行どおり)
		変更	17号	(条文省略)	18号	(現行どおり)
		変更	18号	「製品変更」とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カラー・サイズ等を変更することをいいます。	19号	「製品変更」とは、本製品の配送予定日より前に、お客様のご希望により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カラー・サイズ等を変更することをいいます。
		変更	19号	「製品交換」とは、本サービスの利用開始日又は直近の本製品お届け日以降に、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する別の製品に交換することをいいます。	20号	「製品交換」とは、現在利用する本製品に係る配送予定日（この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日）に限り、以降に、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する別の製品に交換することをいいます。
		変更	20号	「利用開始前キャンセル」とは、本サービスの利用開始日より前に、お客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービスの利用申し込みを取り消すことをいいます。	21号	「利用開始前キャンセル」とは、本サービスの利用開始日の到来までに、お客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービスの利用申し込みを取り消すことをいいます。
第2条 本サービスのお申込み及び契約成立	新設				5項	お客様は、本条3項及び本条4項に基づいて本部に届出事項及び配送基本ルールを届け出たにあたっては、これらの内容の正確性を期するようとするものとします。万が一、これらの内容の全部若しくは一部が正確でなかったことにより本サービスの利用ができないことその他の不利益（お客様による当該不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。）については、お客様がこれを負担するものとします。
	追加	5項	本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。	6項	本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配送基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。なお、本部は、お客様による本サービスの申込みの届出について自由な裁量を有しており、また、お客様による本サービスの申込みを承諾しない場合であっても、その理由をお客様に開示する義務を負わないものとします。	
	変更	6項	(条文省略)	7項	(現行どおり)	
	変更	7項	本部は、お客様に対する本製品の初回発送後にお客様による本製品の受領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したときは、本条5項の承諾を取り消すことができるものとします。	8項	本部は、お客様に対する本製品の初回発送後にお客様による本製品の受領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したときは、本条6項の承諾を取り消すことができるものとします。	
	変更	8項	(条文省略)	9項	(現行どおり)	
第3条 届出事項及び配送基本ルールの変更	追加	2項	本部に届出いただいた届出事項及び配送基本ルールに変更が生じた場合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ（以下「マイページ」といいます。）又はアプリ、カスタマーセンターに変更事項を届け出るものとします。	2項	本部に届出いただいた届出事項及び配送基本ルールに変更が生じた場合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ（以下「マイページ」といいます。）又はアプリ、カスタマーセンターに変更事項を届け出るものとします。なお、お客様によるこれらの変更が届けられなかったこと又はその変更の届出の内容の全部若しくは一部が正確でなかったことにより本サービスの利用ができないことその他の不利益（お客様による当該変更届出の遅滞又はその内容の不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。）については、お客様がこれを負担するものとします。	
	変更	5項	お客様は、本部から発行されるマイページのID及びパスワード（以下「ID等」という。）を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとします。	5項	お客様は、本部の指定する方法に基づいて設定されるマイページのID及びパスワード（以下「ID等」といいます。）を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとします。	
	変更	7項	本部は、お客様が発行したID等によりなされた本サービスの利用はこのID等の発行を受けたお客様により使用されたものとみなすものとし、お客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関する一切の責任を負担するものとします。	7項	本部は、お客様に対して設定したID等を介しておこなわれる本サービスの利用はこのID等の設定を受けたお客様による使用とみなすものとし、お客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関する一切の責任を負担するものとします。	
第4条 発注及び配送	変更	3項	追加配送の注文は、カスタマーセンターの受付終了時刻を締切りとし、配送は翌日以降となります。	3項	本部は、お客様から本条2項に基づく追加配送の注文を受けた場合、別途本部が指定する日以降に追加注文を受けた本商品をお客様に配送するものとします。	
	変更	6項	自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由（第17条1項各号に定める事由を含みます。）によりご指定の水源又は容量の本商品を配送できない場合、本部は、お客様が選択されている本商品の販売価額及び送料と同額で、ほかの水源又は異なる容量の本商品をお客様へ配送いたします。	6項	自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由（第17条1項各号に定める事由を含みます。）により現在お客様に配送されている本商品を配送できない場合、本部は、当該本商品の販売価額及び送料と同額で、ほかの場所で製造された本商品又は異なる容量の本商品をお客様へ配送いたします。	
第5条 利用料金及びその支払い	変更	4項	本部による本製品の初回レンタル料の請求は、本製品の配送予定日のうちお客様による本製品の受領の確認がとれたものに対応する月の翌月以降におこなわれるものとし、以後、各月にレンタル料の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本製品の使用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。	4項	本部による本製品の初回レンタル料の請求は、本製品の配送予定日（この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日）に限り、その属する月の翌月以降におこなわれるものとし、以後、各月にレンタル料の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本製品の使用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。	
	追加	7項	お客様から届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくこととなります。	7項	お客様から届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくこととなります。なお、本部は、お客様によるお支払いが確認できるまでの間、第9条1項に基づいて本サービスを「停止」することができるものとします。	
	変更	8項	代金等のお支払いが期日を過ぎても確認できなかった場合、代金等に対して支払期日の翌日から年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を経過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。	8項	代金等のお支払いが支払期日を過ぎても確認できなかった場合、お客様は、未払いの代金等に追加、これに対する支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を経過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。	
	変更	10項	お客様が本部に対し、本規約に定めのない債務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。	9項	お客様が本部に対して本規約に定めのない債務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。	
	削除	旧9項	お客様への領収書の発行は、本部が指定する方法によっておこなわれるものとします。			
	変更	11項	(条文省略)	10項	(現行どおり)	
	変更	12項	(条文省略)	11項	(現行どおり)	
変更	13項	(条文省略)	12項	(現行どおり)		
第8条 お客様による「休止」	変更	2項	お客様は、本サービスの「休止」を希望される場合、別記に定める期間に応じて、本部に対し、休止手数料を支払うものとします。ただし、「休止」の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。	2項	お客様は、本サービスの「休止」を希望される場合、本サービスが再開されるまでの間、別記に定める期間に応じて、本部に対し、休止手数料を支払うものとします。ただし、「休止」の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。	
	削除	旧3項	お客様が、本サービスの「休止」を希望された日から遡った直近の本商品の出荷日から起算して4か月後に到来する月の末日までの間、連続して本商品が配送されなかったときは、本部は、この末日を経過した時点で第10条2項に基づいて「強制解約」とするものとします。			
第9条 本部による「休止」	変更	1項1号	本部が、お客様の代金等のお支払いを1度でも確認できなかった場合で「強制解約」をおこなわずに代金等の支払いを求めることが相当であると判断したとき	1項1号	第10条2項各号（第8号及び第9号を除きます。）のいずれかに該当する場合において、同項の定めにかかわらず、「強制解約」をおこなうことなく当該各号に該当する原因となる事実等の是正を求めることが相当であると本部が判断した場合（お客様の代金等のお支払いが確認できない場合において、直ちに「強制解約」をおこなわずに支払いの催促をおこなうことが相当であると本部が判断した場合を含みますが、これに限定されません。）のいずれかに該当するおそれがあると合理的な根拠に基づいて判断した場合	
	新設			1項2号	第10条2項各号（第8号及び第9号を除きます。）のいずれかに該当するおそれがあると合理的な根拠に基づいて判断した場合	
	変更	1項2号	本部が、定期配送や追加配送を出荷したにもかかわらず、本商品が本部に返送された場合（お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に「休止」の届出をいただいていた場合を除きます。）	1項3号	本部が、定期配送や追加配送をおこなったにもかかわらず、本商品が本部に返送された場合（お客様がご不在で本商品をお受取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に「休止」の届出をいただいていた場合を除きます。）	
	新設			1項4号	本サービスの利用期間中においてお客様の届出いただいた決済方法が、何らかの理由によって代金等の決済に利用できなくなった場合	
	新設			1項5号	本項1号から4号までの各号に該当する事由がある場合	
	新設			2項	お客様は、本サービス利用期間中において本サービスの利用再開を希望する場合、本部の指示に従い、本条1項各号のうちお客様の該当する「休止」事由を解消することによって本サービスを再開することができるものとします。	
	変更	2項	(条文省略)	3項	(現行どおり)	
	変更	3項	本部は、本条1項1号から4号までの事由を根拠に「休止」をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、「休止」を継続することなく第10条2項に基づいて「強制解約」をおこなうことができるものとします。	3項	本部は、本条1項1号から4号までの事由を根拠に「休止」をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、「休止」を継続することなく第10条2項に基づいて「強制解約」をおこなうことができるものとします。	
	削除	旧4項	本部が本サービスを「休止」した後、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち、その「休止」をおこなった日に最も近接する日から起算して119日間を経過するときに、連続して本商品が配送されなかったときは、本部は、120日以後に第10条2項に基づいて「強制解約」するものとします。			
	変更	2項8号	第8条3項及び第9条4項に該当する場合（本製品内の衛生保持が困難になるため）	2項8号	お客様が第8条1項に基づいて本サービスの「休止」を希望された日から遡った直近の本商品の配送予定日より起算して119日間を経過するときに、連続して本商品の配送が確認できない場合（本製品内の衛生保持が困難になるため）	
変更	2項9号	第9条1項各号に基づいて「休止」をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日に属する月から起算して4か月目となる月の末日を経過するときに連続して本商品の出荷が確認できない場合（当該期間内に「休止」の原因が解消されず本商品の配送が連続して「休止」されている場合を含みます。）	2項9号	本部が第9条1項各号に基づいて「休止」をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日に属する月から起算して4か月目となる月の末日を経過するときに連続して本商品の出荷が確認できない場合（当該期間内に「休止」の原因が解消されず本商品の配送が連続して「休止」されている場合を含みます。）		
変更	4項	お客様が本条2項各号のいずれかに該当するときは、お客様は、本部による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとします。	4項	お客様が本条2項各号のいずれかに該当する場合は、お客様は、本部による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとします。		
第12条 本製品の「製品交換」	変更					お客様は、現在利用する本製品に係る配送予定日（この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日）に限り、以降に、本製品の「製品交換」を希望される場合（初期不良品や本部の責めに帰すべき事由によって生じた故障を原因とする交換は含みません。）、本部に対し、別記に定める交換事務手数料を支払うものとします。
第16条 損害賠償等	変更					お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務については、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時点で速やかに支払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時点でもなお未払いの債務があるときは、その終了後も履行の責任を負うものとします。

	第18条 配送地域の制限等	変更	3項	本部は、各水源での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、お客様の選択する本商品の種類を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した水源で製造された種類の本商品を配送するものとします。	3項	本部は、本商品に係る各製造場所での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営することが困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、当該時点でお客様に配送する本商品の種類を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した場所で製造された種類の本商品を配送するものとします。	
	第19条 委託	変更		本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務（代金等の請求及び受領、本サービスにかかる資料の発送、本製品の発送及び回収などの業務を含みます。）の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。		本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務（代金等の請求及び受領、本サービスにかかる資料の発送、本製品の配送及び回収などの業務を含みます。）の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。	
	第25条 その他	2項		本部は、本条1項から2項までのほか、お客様に対し、本サービスに付帯する商品又はサービスを提供することがあります。その場合、本部は、この付帯する商品又はサービスの提供条件等を本部が別途指定するウェブページに掲載するものとし、お客様はこの条件に従ってこの付帯する商品又はサービスをご利用いただくものとします。	2項	本部は、本条1項のほか、お客様に対し、本サービスに付帯する商品又はサービスを提供することがあります。その場合、本部は、この付帯する商品又はサービスの提供条件等を本部が別途指定するウェブページに掲載するものとし、お客様はこの条件に従ってこの付帯する商品又はサービスをご利用いただくものとします。	
CLYTIA ご利用規約 別記	■届出事項・配送基本ルール（第2条）	新設			表	届出事項（8）その他本部が別途指定する事項 配送基本ルール（6）その他本部が別途指定する事項	
	■配送事務手数料（第4条）	変更		配送基本ルールを含むお客様のご依頼による本部からの配送物が、お客様の都合により受取未了となり本部に返送された場合、以下の手数料が発生します。		配送基本ルールを含むお客様のご依頼による本部からの本商品等が、お客様の都合により受取未了となり本部に返送された場合、以下の手数料が発生します。	
	■領収書の発行（第5条9項）	新設				本件債権譲渡がおこなわれる場合、第5条9項の定めにかかわらず、代金等の支払いに関する領収書及びその明細等は本部又は本件債権譲渡先が別途指定する方法によって発行されるものとします。なお、本件債権譲渡先がこれらの発行をおこなう場合に別途手数料等を定めるときは、お客様は、この定めに従って手数料等を本件債権譲渡先にお支払いいただくものとします。	
	■債権譲渡（第6条）	新設				1.本部は、本サービス利用契約に基づいて発生する代金等にかかる一切の金銭債権（以下「本件債権」といいます。）については、その発生と同時に本商品等の販売取次店（具体的な事業者名等については本部がお客様に対して別途適切な方法で告知するものとし、以下「本件債権譲渡先」といいます。）に譲渡するものとします（以下「本件債権譲渡」といいます。）。 2.お客様は、本件債権譲渡に対して異議なくこれに承諾するものとし、本件債権譲渡先からの本件債権に係る履行の請求があるときは、本件債権譲渡先の定める支払方法及び支払期日に従って本件債権の履行に応じるものとします。また、お客様は、本部に対して何らかの権利を主張できる場合であっても、本件債権譲渡先からの本件債権の履行の請求があるときは、この権利を主張することはできないものとします。ただし、本サービス利用契約に適用される強行法規においてお客様に取消権又は解除権（クーリング・オフ制度に基づく解除権を含みます。）が認められている場合におけるこれらの権利については、この限りではありません。 3.お客様は、代金等の支払方法及び支払期日を変更することを希望する場合には、本件債権譲渡先が別途定める方法に従ってその旨を届け出たうえで、本件債権譲渡先の承諾を得るものとします。 4.お客様は、本部が本件債権譲渡の際にお客様の氏名、住所及びお客様契約番号等の情報（本件債権譲渡先がお客様へ譲渡債権の履行を請求するために必要な情報であって、本部が別に定めるものに限ります。）を本部が本件債権譲渡先へ提供する可能性があることあらかじめ同意するものとします。 5.お客様は、本件債権譲渡先が本件債権に係る情報（本件債権譲渡先への支払状況に関するものであって、本部が定めるものに限ります。）を本部に提供する可能性があることあらかじめ同意するものとします。	
	■「休止」における休止手数料（第8条・第9条・第10条）	変更		お客様による受領が確認できた本商品に係る本商品の出荷日のうち、「休止」日から最も近接する日より起算し、以下の表に掲げる日まで連続して本商品が配送されなかった日数に応じて、以下の手数料が発生します。			お客様による受領が確認できた本商品に係る本商品の出荷日のうち、「休止」日から最も近接する日の属する月（以下「起算月」といいます。）より起算し、起算月の翌月を1か月目と数えたうえで、以下の表に掲げる経過月の末日まで連続して本商品の出荷が確認できない日数に応じて、以下の手数料が発生します。
	■「休止」における休止手数料	変更	表	2か月となる月の末日 3か月となる月の末日 4か月となる月の末日	表	2か月目となる月の末日 3か月目となる月の末日 4か月目となる月の末日	
	■「製品交換」における交換事務手数料（第12条）	変更		「製品交換」を希望される場合、本製品の受取日から起算して「製品交換」を申し出た日までの期間に応じて、以下の手数料が発生します。			「製品交換」を希望される場合、現在利用する本製品に係る配送予定日（この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日）に限ります。）から起算して「製品交換」を申し出た日までの期間に応じて、以下の手数料が発生します。
		変更	表	本製品受取後	表	上記配送予定日から	
	■「利用開始前キャンセル」について（第13条）	変更	表	利用開始日から起算して	表	本製品の初回配送予定日から起算して	